

土岐市太陽光発電設備設置指導要綱

平成27年7月31日決裁

第1 趣旨

この要綱は、土岐市における太陽光発電設備の設置事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附帯設備をいう。
- (2) 設置事業 発電設備の設置を行う事業をいう。ただし、建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）の屋根又は屋上に設置するものを除く。
- (3) 設置区域 発電設備の有無にかかわらず設置事業を実施しようとする区域をいう。設置事業を行うに必要な区域及び発電設備の稼働に際して維持管理や保守に必要な区域を含めるものとする。
- (4) 事業者 設置事業を実施しようとする者をいう。
- (5) 地元自治会等 設置区域に係る自治会その他の関係者をいう。

第3 適用を受ける事業

この要綱の適用を受ける設置事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、土岐市土地開発指導要綱（平成14年土岐市告示第90号）第2条第3号に規定する開発行為等に該当する場合は、同要綱の規定に従うものとし、この要綱は適用しない。

- (1) 設置区域の土地の面積の合計が1,000平方メートル以上であるもの
- (2) 施工済又は施工中の設置事業と一体をなすと認められる設置事業で、その設置区域の土地の面積の合計が1,000平方メートル以上となるもの

第4 事業者の責務

事業者は、設置事業を計画するに当たり、生活環境に影響を及ぼす恐れのある範囲内の地元自治会等に対し、あらかじめ、計画の内容、工事施行方法等を周知し、調整を図っておくものとする。

- 2 事業者は、関係法令を遵守するほか、設置区域及びその周辺地域の自然、景観及び生活環境に十分に配慮するとともに、事故、公害及び災害（以下「事故等」という。）の防止に努めるものとする。
- 3 事業者は、設置事業の実施に伴い事故等が発生したとき、又は地元自治会等と紛争が生じたときは、自己の責任においてこれを解決するとともに、再発防止のための措置を講ずるものとする。

第5 届出書

事業者は、設置事業に着手する日の50日前までに、太陽光発電設備設置事業届出書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 太陽光発電設備設置事業概要書（別記様式第2号）
 - (2) 事業者を証明する書類（法人の場合は履歴事項全部証明書、個人の場合は住民票抄本）
 - (3) 地元自治会等への周知状況等を記した書面
 - (4) 設置区域内の土地の権利を有する者への周知状況等を記した書面
 - (5) 位置図（縮尺1/50,000以上）
 - (6) 公図の写し（設置区域及びその隣接地の地番、地積、所有者の住所氏名等を記入すること。）
 - (7) 土地利用計画平面図（縮尺1/1,000以上）
 - (8) 造成計画平面図（縮尺1/1,000以上）
 - (9) 造成計画断面図（縮尺 縦1/100以上 横1/1,000以上）
 - (10) 流量計算書
 - (11) 排水計画平面図（縮尺1/1,000以上）
 - (12) 工作物設計図（平面図、立面図及び断面図）
 - (13) その他市長が必要と認める書類
- 2 樹木の伐採、切土、盛土その他土地の形質の変更を伴わない場合においては、前項第8号から第10号までに掲げる書類の添付を省略することができる。
- 3 太陽光発電設備設置事業届出書の提出は、正副2通とする。
- 4 市長は、太陽光発電設備設置事業届出書を受理したときは、その副本を当該事業者に送付するものとする。

第6 変更届

事業者は、第5の規定により届け出た後、事業内容等を変更しようとする場合には、変更事項について太陽光発電設備設置事業変更届（別記様式第3号）を市長に提出するものとする。

- 2 太陽光発電事業変更届の提出は、正副2通とする。
- 3 市長は、太陽光発電設備設置事業変更届を受理したときは、その副本を当該事業者に送付するものとする。

第7 廃止、中断及び再開届

事業者は、設置事業を廃止し、又は工事を2月以上中断し、若しくは中断した工事を再開しようとするときは、速やかに太陽光発電設備設置事業廃止、中断、再開届（別記様式第4号）を市長に提出するものとする。この場合において、事業者は、あらかじめ、地元自治会等との調整を図っておくとともに、事故等の防止に必要な防災措置等を講ずるものとする。

第8 完了届

事業者は、設置事業が完了したときは、速やかに太陽光発電設備設置完了

届（別記様式第5号）を市長に提出するものとする。

第9 指導

市長は、事故等の防止のため必要があると認めるときは、事業者に対し、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 施行期日

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

2 経過措置

この要綱の施行の際、現に設置事業にかかる工事に着手しているものについては、この要綱の施行の日から起算して6月を経過する日までに工事が完了する場合は、この要綱は適用しない。